平成２４年（フ）第５５９９号
東京都練馬区大泉町３丁目40―14―205
債務者　磯部美津子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６０１号
埼玉県川口市朝日３丁目18―19―302
債務者　笠間　　博
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６０２号
神奈川県海老名市上今泉３丁目２―４―307
債務者　鈴木　義之
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６０３号
神奈川県海老名市上今泉３丁目２―４―307
債務者　鈴木トモ子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６０９号
東京都世田谷区桜上水１丁目24―22―103
債務者　杉本　　隆
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６１０号
東京都府中市八幡町１丁目15―６　シティハイムＳＥＤＯⅡ101
債務者　田中　光子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６１３号
東京都北区中里１丁目20―１―302
債務者　齋藤　　学
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６１４号
東京都大田区下丸子２丁目28―10―508
債務者　簗瀬　将太
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６２２号
千葉県佐倉市宮ノ台４丁目21―11
債務者　島田恵美子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６２３号
神奈川県横浜市南区堀ノ内町２丁目179―103
債務者　吉澤友理恵（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６３０号
東京都中野区本町２―29―７―303、住民票上の住所埼玉県富士見市関沢３丁目２―３
債務者　川原　健生
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６３２号
千葉県船橋市馬込西２丁目12―３―105
債務者　野瀬　晃男
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６３３号
東京都西東京市向台町４丁目21―45―725
債務者　西舘不二男
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６３８号
東京都中野区中央４丁目41―５―105
債務者　土屋　　誠
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６３９号
埼玉県さいたま市南区鹿手袋３丁目26―14―304
債務者　滑川　　翔
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６５３号
東京都大田区東雪谷２丁目１―９―204
債務者　相馬　悦子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部